

○厚生労働省告示第百七十三号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成三十年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・四パーセントとする。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信